

**建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定に基づく容積率の許可に関する建築審査会包括同意基準
新旧対照表**

※ 下線部分が改正箇所

旧	新
<p>1 趣旨</p> <p>この基準は、建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定による許可に際し、防災に配慮した建築物又は横浜市地球温暖化対策実行計画に掲げる温暖化対策の一環としても挙げられている省エネルギー型・低炭素型の住宅の普及を目的とした、高効率住宅機器等の導入、エネルギー管理の推進を図る建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対して、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得ることを定めて、許可の手續の迅速化、簡素化を図るものである。</p> <p style="text-align: center;">(2 省略)</p>	<p>1 趣旨</p> <p>この基準は、建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定による許可に際し、防災に配慮した建築物又は横浜市地球温暖化対策実行計画に掲げる温暖化対策の一環としても挙げられている省エネルギー型・低炭素型の住宅の普及を目的とした、高効率住宅機器等の導入、エネルギー管理の推進を図る建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対して、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得ることを定めて、許可の手續の迅速化、簡素化を図るものである。</p> <p style="text-align: center;">(2 省略)</p>
<p>3 適用の範囲</p> <p>((1) 省略)</p> <p>(2) 対象建築物</p> <p>この包括同意基準の適用対象となる建築物は、次のア又はイに掲げる居住の用に供する建築物で、当該建築物の管理運営が将来にわたり適切に行われると認められるものを対象とする。</p> <p style="text-align: center;">(ア省略)</p> <p>イ 高効率住宅機器等及びエネルギー管理の推進に係る施設の場合は、次に掲げる居住の用に供する建築物とする。</p> <p style="text-align: center;">(ア) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合した建築物</p> <p style="text-align: center;">((イ)省略)</p> <p style="text-align: center;">(4 から 6 省略)</p>	<p>3 適用の範囲</p> <p>((1) 省略)</p> <p>(2) 対象建築物</p> <p>この包括同意基準の適用対象となる建築物は、次のア又はイに掲げる居住の用に供する建築物で、当該建築物の管理運営が将来にわたり適切に行われると認められるものを対象とする。</p> <p style="text-align: center;">(ア省略)</p> <p>イ 高効率住宅機器等及びエネルギー管理の推進に係る施設の場合は、次に掲げる居住の用に供する建築物とする。</p> <p style="text-align: center;">(ア) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合した建築物</p> <p style="text-align: center;">((イ)省略)</p> <p style="text-align: center;">(4 から 6 省略)</p>
<p>附則（施行期日）</p> <p>この基準は平成 21 年 1 月 13 日から実施する。</p> <p>この基準は平成 28 年 5 月 1 日から実施する。</p> <p>この基準は令和 元年 8 月 26 日から実施する。</p> <p>この基準は令和 4 年 3 月 10 日から実施する。</p>	<p>附則（施行期日）</p> <p>この基準は平成 21 年 1 月 13 日から実施する。</p> <p>この基準は平成 28 年 5 月 1 日から実施する。</p> <p>この基準は令和 元年 8 月 26 日から実施する。</p> <p>この基準は令和 4 年 3 月 10 日から実施する。</p> <p><u>この基準は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>